

児童相談所開設に向けた計画書【概要版】

第1章 基本方針

1 基本方針

児童相談においては、区民に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

2 実現の方策

- ・地域に根差した支援を行う子ども家庭支援センターと専門性の高い支援を行う児童相談所が切れ目なく連携し、地域の支援機能も十分に活用しながら、子どもと家庭へのきめ細かい支援を行います。
- ・児童相談所の専門性を生かし、子どもと親を支援するプログラムを実施するなど、地域の児童、保護者、里親の生活に寄り添った支援を実施します。
- ・児童の権利擁護を充実させるため、児童の意見を丁寧に聴取するなど、相談に適切に対応する体制を構築します。

3 スケジュール（予定）

令和2年 7月 児童相談所設置市（区）の政令指定の要請
12月 児童相談所設置条例の制定
令和3年 2月 施設竣工
4月 児童相談所開設

4 管轄区域

港区児童相談所の所管区域は、区全域とします。

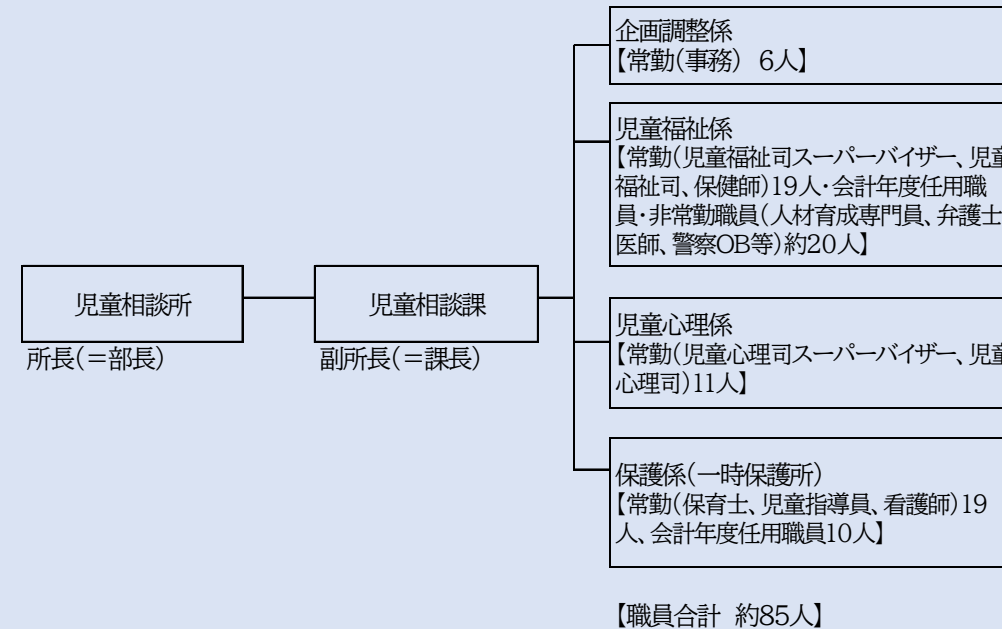
第2章 新たな児童相談体制の構築

区は、子どもの命と権利、かけがえのない未来を守るため、児童相談所を設置し、児童虐待、非行をはじめとした様々な問題の未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、基礎自治体として、迅速に切れ目なく一貫して対応し、地域と一体となった丁寧な相談支援体制を整備します。

- 子ども家庭支援センターに、家庭相談センターの機能を一体化させ、子どもと家庭への幅広い相談支援を充実します。
- 児童相談所では、専門性の高い人材を配置し、児童虐待をはじめとしたハイリスク事案に対応します。
- （仮称）港区子ども家庭総合支援センターを児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として整備し、必要に応じそれぞれの機能を活用します。

第3章 組織体制と人材の確保、育成

【組織図(予定)】



第4章 相談の流れ

相談受付

- ・来所、電話、訪問、文書等の様々な方法で相談を受け付けます。
- ・電話相談体制の充実のため、児童相談所に「港区児童虐待相談ダイヤル」を設置し、夜間休日でも電話受付専門員が対応します。

相談への迅速な対応

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは各々相談対応を開始しますが、連携の必要がある場合は迅速に情報共有し、役割分担をして対応します。

調査、アセスメント、援助及び支援

- ・児童虐待への初動対応は、児童相談所の緊急対応チームが担います。虐待に特化した動きや判断力を身に付け、迅速に対応します。中・長期的な支援が必要と判断した場合は、地域援助チームに引き継ぎます。
- ・非行相談や措置児童の対応、家庭復帰支援等は原則として地域援助チームが対応します。
- ・在宅での子ども・子育て支援が必要な場合は、子ども家庭支援センターと連携して支援します。

- 児童相談所と子ども家庭支援センターは、子どもと家庭の状況の変化に応じ、協力して支援を行います。

第5章 一時保護所の業務と組織体制

【施設】定員12人

幼児 2人部屋（2室）、小学生以上 個室（男女各4室）

【権利擁護】

- ・意見箱の設置、子ども会議での意見聴取、子どもの意見を聴き取るための第三者訪問などを検討中
- ・一時保護所運営の第三者評価を実施します。

第6章 施設概要

（仮称）港区子ども家庭総合支援センター 建物概要

階数	主な諸室
1階	子ども家庭支援センター（事務室、子育てひろば、相談室、多目的室） 児童相談所（一時保護所学習エリア・体育館）
2階	児童相談所（事務室、相談室、会議室） 児童相談所（一時保護所居室エリア）
3階	児童相談所（相談室、心理療法室）
4階	母子生活支援施設（事務室等、居室エリア、共有エリア）

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、体育館、事務室、相談室等を共用します。

第7章 社会的養護

- ・家庭養育環境を整備していくことを基本とし、里親の拡大に努めます。
- ・里親支援体制を構築するため、専任職員を配置し、里親養育を専門とするフォスタリング機関と連携します。
- ・区内の乳児院2施設とは、乳幼児ショートステイ事業のほか、里親支援における連携を検討していきます。母子生活支援施設では、子どもを保護者と分離しない養育支援や特定妊婦への支援等を実施していきます。

第8章 計画策定の経緯

第9章 東京都からのケース等の引継ぎ

本計画については、東京都による確認、検討を経て作成しています。また、東京都による支援が途切れることがないように計画的にケースを引継ぎ、児童相談所の開設に繋がります。